

転居届の手続き

R8.4.1 現在


城陽市内で引っ越された方は、新住所に**お住みになってから14日以内**に、転居届を市役所市民課に提出してください。
届出には、**本人確認書類**（運転免許証・パスポート・健康保険の資格確認書など）が必要です。

なお、外国人住民の方は、「**在留カード**」「**特別永住者証明書**」を持参して手続きをしてください。

◆転居に伴って下記に該当する場合は手続きをしてください。

対象の方	手続きの内容	担当課
印鑑登録をされている方	印鑑登録証(城陽市民カード)は引き続き使用できます。 手続きの必要はありません。	市民課 ☎56-4025 本庁舎1階
マイナンバーカード(個人番号カード)をお持ちの方	カードを持参して手続きをしてください。	
外国人住民の方	「在留カード」「特別永住者証明書」の住居地の裏書きをしますので持参してください。	
し尿収集をされている方 希望される方	<旧住所>し尿収集を廃止される方は、廃止の届をしてください。 清掃手数料の精算をしてください。 <新住所>新規の申し込み手続きをしてください。	
水道(下水道)の手続き	<旧住所> 水道(下水道)を止める手続きは、 Tel 0774-52-4801 に電話してください。 (番号はお間違えないようにお願いします)	上下水道部 経営管理課 (平川広田67番地) ☎52-4801
	<新住所> 水道(下水道)開栓の申し込み手続きをしてください。 上下水道部でも受け付けています。	市民課 ☎56-4025 本庁舎1階
城陽市の国民健康保険に加入されている方	資格確認書を持参して住所変更の手続きをしてください。	国保医療課 ☎56-4038 本庁舎1階
後期高齢者医療制度に加入されている方	後期高齢者医療資格確認書を持参して住所変更の手続きをしてください。	国保医療課 ☎56-4039 本庁舎1階
福祉医療【老人・障害・ひとり親】及び子育て支援医療の助成を受けている方	医療受給者証・健康保険の加入状況が確認できるものを持参して住所変更の手続きをしてください。	

(裏面につづく)

対象の方		手続きの内容	担当課
国民年金	加入者 自営業等の方 第1号被保険者	市民課より交付された国民年金被保険者異動届をご提出ください。	国保医療課 ☎56-4090 本庁舎1階
	既に年金を受給している方	原則、不要です。 ※日本年金機構において、マイナンバーによる情報連携がなされていない方は、住所変更届（国保医療課にあります）を年金事務所へご提出ください。	
	年金を受給していない60～65歳の方		
身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方		手帳を持参して、住所変更の手続きをしてください。	障がい支援課 ☎56-4033 西庁舎1階
自立支援医療費の給付を受けている方		受給者証等を持参して、住所変更の手続きをしてください。	
特別障害者手当、障害児福祉手当、福祉手当を受けている方		障害者手帳を持参して、住所変更の手続きをしてください。	
特別児童扶養手当を受けている方		住所変更の手続きをしてください。	障がい支援課 ☎56-4033 西庁舎1階
児童手当を受けている方		住所変更の手続きをしてください。お子様と別居される場合も、届が必要です。	子育て支援課 ☎56-4036 西庁舎1階
児童扶養手当を受けている方		手当証書を持参して、住所変更の手続きをしてください。	
介護保険	65歳以上の方	介護保険被保険者証を持参して住所変更の手続きをしてください。	高齢介護課 ☎56-4043 西庁舎1階
	40～64歳まで 要介護認定を受けている方	◎認定を受けておられる方は、介護保険負担割合証等も持参して、住所変更の手続きをしてください。	
市立の小学校及び中学校の児童・生徒		校区が変わる場合は、市民課で就学通知書をお渡ししますので、前の学校からの在学証明書・教科書給与証明書を持参して、新しい学校で入学手続きをください。	教育委員会 学校教育課 ☎56-4004 西庁舎3階
「広報じょうよう」配布場所の変更を希望される方		「広報じょうよう」は直接ポストにお届けしておりますので、お手続きは必要ございません。なお、届かない場合は、(公社)城陽市シルバー人材センター(☎52-9486)までお問い合わせください。	秘書広報課 広報広聴係 ☎56-4051 本庁舎2階
自治会加入(変更)を検討されている方・希望される方		転居先住所の自治会をお知らせします。 ぜひ加入してください。 こちらのフォームからも 問い合わせができます → 	市民活動支援課 市民活動支援係 ☎56-4001 本庁舎1階
犬を飼われている方		衛生センターへ電話で犬の所在地変更の手続きをしてください。	衛生センター 環境課 ごみ減量推進係 (寺田南堤下1番地) ☎53-1400